

障害福祉サービス事業者等の指定更新申請について

指定障害福祉サービス事業者等の指定は、障害者総合支援法第41条第1項または第51条の2第1項の規定により、6年ごとに更新を受けなければその期間の経過により効力を失うこととされています。そのため、下記のとおり指定更新申請を期日までにしてください。

1 申請書類【①～⑨の9点】（⑥は共同生活援助のみ、⑦は就労継続支援A型のみ）

① 指定障害福祉サービス事業者指定(更新)申請書

⇒様式第一号

※記入例を参照してください。

② 各サービスの付表

⇒【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 付表1

⇒【療養介護】付表2

⇒【生活介護】付表3

⇒【短期入所】付表4

⇒【重度障害者等包括支援】付表5

⇒【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】付表6

⇒【就労選択支援】付表7

⇒【就労移行支援】付表8

⇒【就労継続支援】付表9

⇒【就労定着支援】付表10

⇒【自立生活援助】付表11

⇒【共同生活援助】付表12

⇒【障害者支援施設】付表13

⇒【指定一般相談支援】付表14

※多機能型事業所については、サービスごとの付表及び多機能型の総括表を添付してください。

（サービスごとの指定年月日が異なる場合であっても必要です）

③ 障害者総合支援法に基づく第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

⇒参考様式8号

④ 役員等名簿

⇒参考様式10号

※役員「等」には事業所の管理者も含まれます。記入漏れのないよう注意してください。

⑤ 指定更新月の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表【総合支援法】（別紙2）

例) 指定有効期限が3月31日の場合、4月分(予定)の勤務の体制及び勤務形態一覧表を作成してください。

⑥ 障害支援区分別平均利用者数一覧（共同生活援助のみ）

※任意の様式で結構です。

⑦ 収支予算書（就労継続支援A型のみ）

※直近1年間の実績で作成してください。

⑧ WAMNET公表ページの写し

※更新を受ける事業所が情報公表システム上に公表されていることがわかる部分のみで結構です。

⑨ 運営規程

※事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、（利用定員）並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。

2 申請方法

申請書類に必要事項を記入の上、郵送にて申請してください。

3 申請期限

更新予定月の前々月の末日（該当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日） **※必着**

例）10月1日更新予定 → 8月31日（ただし、31日が日曜日の場合は29日が期限）

4 申請先

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 障害福祉事業所支援室 事業所指導第一グループ

封筒に朱書きで「指定更新申請書類在中」と必ず記入してください。

5 申請後の流れ

① 申請書類が到着した場合は、申請内容を審査し、不備がある場合は電話等で照会しますので、速やかに修正するようにしてください。修正されない場合は更新ができないこともあります。

② 受理後、指定更新通知を原則法人あてに発送します。

6 留意事項

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護の指定を同時に受けた事業所、または多機能型事業所として複数のサービスの指定を同時に受けた事業所は、今回の申請書類もまとめて記入の上、提出してください。

担当事業所指導第一グループ

電話 052-954-6317(ダイヤルイン)

